

○財務省告示第百五十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年四月二十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年五月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその 法律の根拠 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 額面金額で二千九百九十七億 円
三	振替法の適用等
四	発行方法
五	募入決定の方法
六	発行額
七	払込金額
八	最低額面金額

九 振 額  
替 単 位  
十 行 行  
一 発 行 価 格 日

十 利 率  
三 過 子  
の 経 過 利 子  
払 込 み

振替法の規定による最低額と金額の記載又は記録は、最も金額の整数倍の金額に、十五日

平成十五年四月二十五日

発対国債ごとに額を算

出た金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left( \frac{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100} \right)$$

(別表のとおり) 通知を受けた者は、募入金額を加えた額を払

式により算出した金額と

期日に払い込むものと

の利率の前  
額金債の債  
の額国債の  
象国債の象  
行対行対  
各期日か  
100×各期日  
×支規定の  
利子に日と  
同回数(日  
に日と)。

365

(二)

発行者に代りて、その利息

係る所得税が、源泉徴収の

口座に記載は、前記(一)の

口座の計算も

の計算に出た金額を、該

金額を、該

乗金に記し、

債を發行し、

十四  
利  
子

十  
十  
七  
六  
五

十  
十  
八  
九  
十

償還期  
償還額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
象国債の  
利回り支  
元利金の  
払場所加  
入札参加  
者  
払込期日

第十号に規定する発行日後の各  
。金額を控除することのでき  
る金額を所得税の率を乗じた  
受ける所を除外した金額が適  
居住者又は外国人が適用を  
に算出した金額に  
ある場合は、又は  
者居住者又は外国人

と、各支払期において、  
。式により算出した金額を支払  
う。ただし、支払期が銀行休業  
日に当たるときは、その翌営業  
日に支払う。償還期限に  
同じ。償還期限に

各  
年  
の  
額  
の  
面  
金  
額  
×  
各  
年  
の  
利  
率  
×  
100  
×  
1  
×  
2

（別表のとおり）  
額面金額の100%に  
平成二十五年四月二十三日付  
日本証券業協会が発した公  
債店頭売買参加統計表に掲載  
された各発行対象国債の平均  
日単利回りとする。  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十五年四月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年) (第三百八回)	一・三%	平成六年三月二十二日	二千四百一億円
利付国庫債券 (第十三年) (第三百十八回)	一・〇%	平成九年三月二十三日	三十八億円
利付国庫債券 (第十三年) (第三百二十回)	〇・九%	平成六年三月二十四日	五百八億円
利付国庫債券 (第十六年) (第六百六回)	二・二%	平成四年四月二十日	五十億円